

平成28年度 第4回行田市子ども・子育て会議

(1)特定地域型保育事業の認可について

確認と利用定員設定の手続き①

(1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」もしくは「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。

(2) 確認申請があった場合、市では条例と「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。

- ・設備や職員配置などの運営について←条例と合致しているか。
 - ・利用定員←市町村の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員となっているか。
- 都道府県と協議します。

《利用定員の設定にあたっての留意事項》

- ①教育・保育施設の利用定員の最低人数は、20名以上。(幼稚園は除く)
- ②認定区分(1号～3号)ごとに設定し、3号認定子どもの定員は、0歳と1・2歳に区分する。
- ③認可定員と一致させることが基本。
ただし、次のような対応も可能。
 - ・恒常的に実利用人数が少ない場合には、実際の利用状況に基づいた人数で設定する。
⇒ 認可定員内であれば、利用定員を超えた受入れは可能
 - ・恒常的に利用定員を超過している場合には、公定価格を減額する。
- ④認定こども園の園児の認定区分が変更する場合には、引き続き同施設の利用を可能とするような柔軟な取扱いとする。

確認と利用定員設定の手続き②

(3) 市町村では、審査の後、確認申請があった施設・事業所について、給付の支給対象施設・事業所として確認してよいか、また利用定員を定めてよいか、市町村の子ども・子育て会議等で意見を聴きます。

(4) 子ども・子育て会議での意見を踏まえ、また都道府県とも協議を行い、市が確認を行い、利用定員を定めます。

施設・事業者の確認（施設型給付・地域型保育給付）

市町村は、施設設置者からの申請等に基づき、利用定員を設定し確認を行う

利用定員設定の県協議 [31・32条]

市町村は、利用定員の設定・変更に当たり、あらかじめ県への協議が必要。



※新規に利用定員を定める時は、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことが必須
利用定員変更の場合は、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことは任意

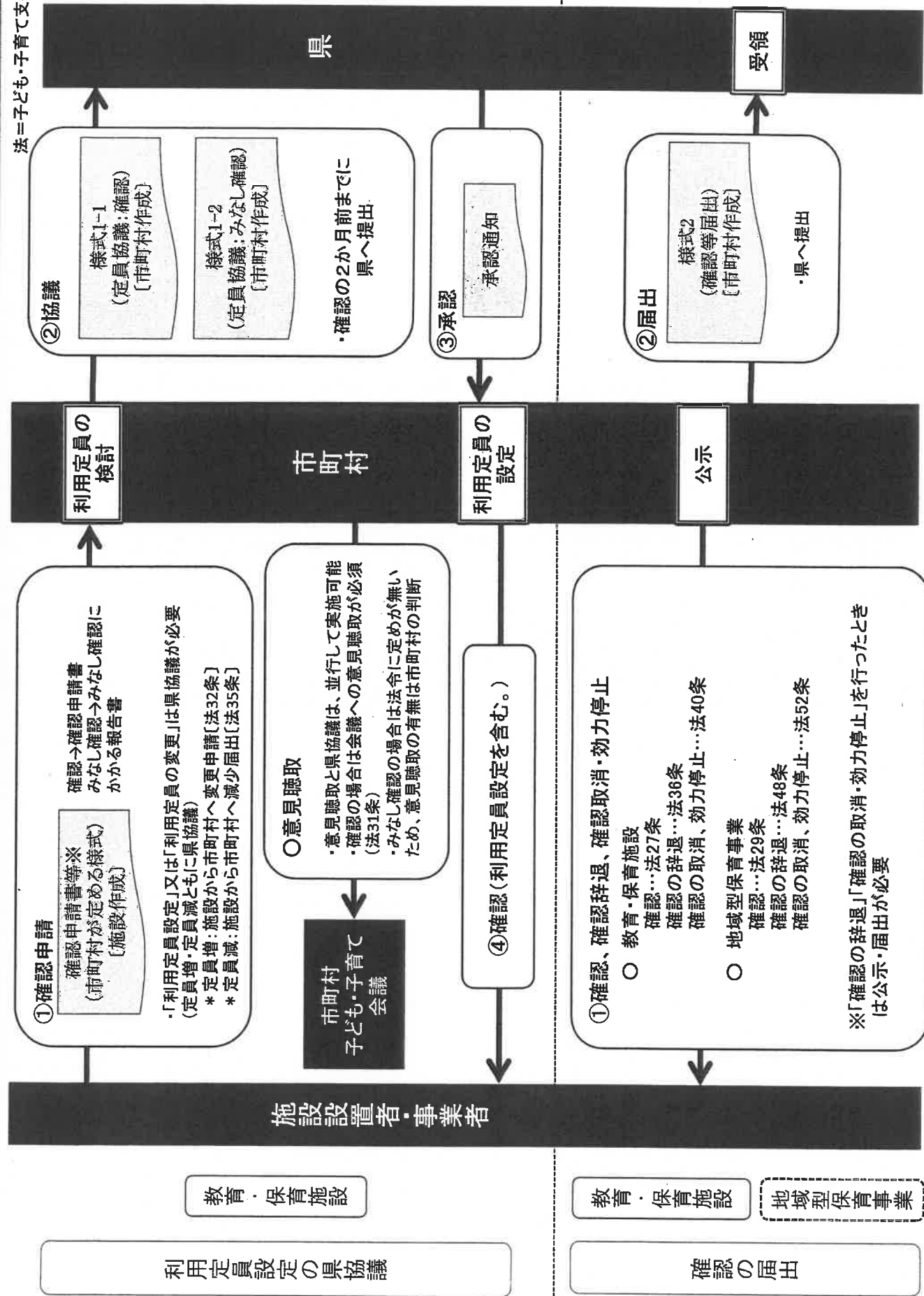
確認の届出 [41・53条]

市町村は、確認をしたとき・取り消したとき等は、遅滞なく県への届出と公示が必要。



確認と利用定員設定の手続き③(利用定員協議・確認等届出)

法=子ども・子育て支援法



地域型保育事業の認可の法的位置づけ

児童福祉法において、家庭的保育事業等が市町村認可へと改正。【施行日：平成27年4月1日】

《改正児童福祉法》

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

(1)～(4) 略

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 略

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 略

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

認可を予定している地域型保育事業者

平成29年4月1日事業開始予定で認可を予定している地域型保育事業者

事業所名	(社会福祉法人)清陵会(仮称)こどものみらい保育園
事業の種類	小規模保育事業(A型)
設置者氏名	(社会福祉法人)清陵会 理事長 園部 浅子
事業所所在地	
利用定員	0歳児:3人、1歳児:8人、2歳児:8人 合計19人
連携施設	行田保育園